

## 令和3年度 北海道支部事業計画（具体的施策）案

## **【目次】**

- 1. 令和3年度 北海道支部の基本方針 . . . . . 1ページ**
- 2. 令和3年度 北海道支部事業計画（具体的施策）案 【付議】 . . . 2ページ**
- 3. 令和3年度 北海道支部重要業績指標（KPI）一覧表 . . . . . 25ページ**

# 令和3年度 北海道支部の基本方針

---

---

## I.北海道支部経営方針

加入者の利益実現のため、ナンバーワン保険者として、誇りと責任を持って行動する

## II.北海道支部事業運営方針

1. 第5期保険者機能強化アクションプランの重要な初年度であることを認識し、KPI 達成に努める
2. コロナ禍での保険者機能の発揮を実践する
  - i) 新たな日常における健康づくりへの支援
  - ii) 非対面型、ICT 利用による業務のあり方の見直し
3. 加入者のニーズに応えうる業務の遂行と態勢づくり
4. 前例踏襲や過去にこだわらない考え方を持つ

# **令和3年度 北海道支部事業計画（具体的施策）案**

**【付議】**

## 令和3年度北海道支部事業計画（具体的施策）案

### I. 基盤的保険者機能関係

適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、さらに業務の標準化、効率化、簡素化の取組を進める。また、健全な財政運営に努める。

#### 1. 健全な財政運営

##### (1) 評議会における保険料率に関する議論

- ・ 中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、経済情勢の悪化による協会財政への影響が懸念される状況を踏まえ、支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。

##### (2) 保険財政に関する周知広報

- ・ 今後、厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、支部定期広報媒体（ホームページ、メールマガジン、納入告知書同封チラシ、健康保険委員広報紙、北海道社会保険協会発行の広報紙を指す。以下同じ。）のほか、令和2年度導入のTwitterをはじめとしたSNSを最大限活用し、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。

##### (3) 各審議会等の協議の場における意見発信

- ・ 北海道医療審議会、北海道国民健康保険運営協議会、道民の健康づくり推進協議会、北海道保険者協議会等の協議の場において、北海道民の医療費適正化や健康度の向上等の推進に資する意見発信を行う。

#### 2. サービス水準の向上

##### (1) サービススタンダード 100%の遵守

- ・ 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守すべく、日々の進捗状況の確認を徹底する。

## **(2) 郵送による申請の促進**

- ・ 加入者及び事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進するため、「全ての申請書は郵送で提出できること」のほか、「届書・申請書作成支援サービス」及び「限度額適用認定証に関するチャットボット」の更なる利用促進に向けて、支部定期広報媒体やSNSを活用した広報を行う。

## **(3) お客様満足度の向上**

- ・ お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見や苦情等から支部の課題を見だし、迅速に対応する。
- ・ CS (Customer Satisfaction) 向上委員会の開催及び外部講師による電話・窓口対応研修を実施し、接遇品質の向上を図る。

## **(4) 年金事務所内の出張相談窓口の廃止に関する周知**

- ・ 窓口相談件数や郵送化率等を総合的に踏まえ、旭川、函館及び帯広年金事務所内に設置している出張相談窓口について、令和3年9月末をもって廃止することとし、その旨を加入者及び事業主に対し丁寧にお伝えする。

### **【KPI (数値目標)】**

- ① サービススタンダードの達成状況を100%とする
- ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を95.0%以上とする

## **3. 限度額適用認定証の利用促進**

### **(1) 限度額適用認定証の利用促進に向けた各種取組の推進**

- ・ オンライン資格確認の実施状況を踏まえ、引き続き事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報並びに地域の医療機関に申請書を配置するなどにより利用促進を図る。
- ・ なお、地域の医療機関窓口への申請書配置にあたっては、入院病床のある医療機関に加え、高度な医療を提供する入院病床のない医療機関等へも配置を依頼する等、多くの加入者に利用促進が図れるよう、戦略的に進めていく。
- ・ また、医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について、支部定期広報媒体やSNSを活用し、積極的に周知を図る。

#### **4. 現金給付の適正化の推進**

##### **(1) 業務処理手順の標準化の徹底**

- ・ 標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。

##### **(2) 傷病手当金と障害年金等との併給調整の適正履行**

- ・ 傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に履行し、現金給付の適正化を推進する。

##### **(3) 傷病手当金等の適正給付の推進**

- ・ 不正の疑いのある事案については、支部の保険給付適正化PTにて議論を行い、事業主への立入検査を積極的に行う。また、不正の疑われる申請について重点的に審査を行う。

#### **5. 効果的なレセプト内容点検等の推進**

##### **(1) 査定率の向上につながる内容点検の実施**

- ・ レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、レセプト点検の質的向上とシステムを活用した効率的な点検により、査定率向上に取り組む。
- ・ また、査定効果額の更なる向上を図るべく、入院等の高点数レセプトを重点的に点検する。
- ・ さらに、再審査査定結果等からレセプト点検員の個々の特性（強み・弱み）を分析し、特性に合わせた効率的な点検を実施する。

##### **(2) 社会保険診療報酬支払基金北海道支部との情報共有**

- ・ 社会保険診療報酬支払基金北海道支部とシステムのチェック観点を突合し、同基金北海道支部のシステムには設定されていない点検事項の観点に関する情報を提供する等、同基金北海道支部における一次審査の効率化の推進に寄与するとともに、支部が実施する二次審査との差別化を図る。

### **(3) 社会保険診療報酬支払基金改革を踏まえた対応**

- ・ 社会保険診療報酬支払基金の「支払基金業務効率化等・高度化計画」に基づいた、令和3年9月の審査支払新システム導入等による支払基金改革を踏まえ、支部における今後のレセプト点検の方向性等について随時検討する。

### **(4) 資格及び外傷点検の効果的な実施**

- ・ システムを最大限活用し、迅速・確実な点検を実施する。
- ・ 日々の業務進捗状況や業務量の多寡等の状況を踏まえた、効率的かつ柔軟な業務処理体制の構築を図る。

#### **【KPI（数値目標）】**

- ① 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率<sup>(※)</sup>について前年度以上とする

※) 査定率 = レセプト点検により査定（減額）した額 ÷ 協会けんぽの医療費総額

- ② 協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする

## **6. 柔道整復施術療養費の照会業務等の強化**

### **(1) 患者照会（負傷原因等）に関する照会業務の強化**

- ・ 多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請や、負傷部位を意図的に変更するいわゆる「部位ころがし」と呼ばれる過剰受診、柔道整復施術審査委員会において疑義が生じた事案について、加入者に対する文書照会を強化する。
- ・ なお、加入者に対する文書照会を行う際には、制度の仕組みを解説したリーフレットを同封するなど、柔道整復施術受診についての正しい知識の普及を図る。

### **(2) 施術管理者に対する照会業務の強化**

- ・ 請求内容が作為的な申請が生じた場合は、「面接確認委員会」を開催し、施術管理者に対し面接確認を実施する。
- ・ また、施術管理者に対する指導権限を持つ北海道厚生局に対し、不正が疑われる事案等については情報提供を行う。



### **(3) 適正受診に関する周知広報**

- ・ 支部定期広報媒体及びSNSを活用した広報を行う。

#### **【KPI（数値目標）】**

柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下とする

## **7. あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費の審査手順の最適化等の推進**

### **(1) 審査手順の標準化の推進**

- ・ 日々のOJTやミーティング等を通じ、審査手順の標準化の推進を図る。

### **(2) 審査業務の強化**

- ・ 受領委任制度導入により、文書化された医師の再同意の確認を確実に実施するとともに、北海道厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。

### **(3) 適正受診に関する周知広報**

- ・ 支部定期広報媒体及びSNSを活用した広報を行う。

## **8. 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進**

### **(1) 保険証回収業務の強化**

- ・ 日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。

## **(2) 保険証の確実な回収に向けた事業所に対する周知**

- ・ 未返納の多い事業所データを活用した事業所への文書等による資格喪失届への保険証添付の徹底を周知する。

## **(3) 債権管理業務の効率化・回収業務の推進**

- ・ 債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的な実施及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。
- ・ また、資格喪失後の加入保険者の調査を徹底し、次の保険加入状況が判明した場合は、医療機関に対しレセプト請求先の切り替えを依頼する。

### **【KPI（数値目標）】**

- ① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする
- ② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする

## **9. 被扶養者資格の再確認の徹底**

### **(1) 被扶養者資格の再確認の実施**

- ・ マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。

### **(2) 未提出事業所に対する提出勧奨の強化**

- ・ 事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への文書及び電話勧奨を行う。

### **(3) 未送達事業所に対する調査**

- ・ 未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。

**【KPI（数値目標）】**

被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 92.7%以上とする

**10. オンライン資格確認の円滑な実施**

**(1) 加入者及び事業主への周知広報**

- ・ マイナンバーカードが健康保険証として利用できることのほか、過去の健診結果や服薬情報等を参考とした適切な医療が受けられるメリットがあること等について、支部定期広報媒体やSNSを活用し、積極的に周知を図る。

**11. 業務改革の推進**

**(1) 業務の標準化・効率化・簡素化の推進**

- ・ 現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。
- ・ また、職員による業務改善提案及び他支部の好事例を収集のうえ、他の業務についても改善を行う。

**(2) 生産性の向上の推進**

- ・ 職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を推進する。
- ・ また、職員の知識レベルや処理速度を踏まえた育成計画を策定するとともに、OJTを中心とした多能化の推進を図る。
- ・ さらに、定期的に担当業務の見直しを図ることにより、職員のスキル向上を図る。

## 令和3年度北海道支部事業計画（具体的施策）案

### II. 戦略的保険者機能関係

【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】

- I 加入者の健康度の向上
- II 医療等の質や効率性の向上
- III 医療費等の適正化

#### 1. 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施〈I、II、III〉

- ・ 「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。
- ・ 「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」等の分析ツールを用いて、第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）のPDCAサイクルを効果的・効率的に回し、取組の実効性を高める。

#### i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

##### (1) 被保険者の特定健診実施率の向上

- ・ 特定健診実施率の向上に向けて、健診・保健指導カルテ等の活用により実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効果的・効率的な受診勧奨を行う。
- ・ 事業主及び被保険者の行動変容を図るべく、ナッジ理論を活用したパンフレット（生活習慣病予防健診受診案内）を作成し、各種勧奨に活用する。
- ・ 新規適用事業所への電話勧奨のほか、健診の受診が確認できない被保険者に対し、文書による勧奨を実施する。
- ・ 健診実施機関の検索及び予約までの利便性を向上させるため、健診実施機関地図表示サイト（最寄りの生活習慣病予防健診や特定健診の実施機関と電話番号が検索可能）の運用を開始する。

## (2) 事業者健診データ取得率の向上

- ・ 事業者健診データの取得促進に向けて、北海道労働局、北海道厚生局、北海道との連名文書による提供依頼を実施する。
- ・ 健診・保健指導カルテ等の活用により実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、勧奨を実施する。
- ・ 協会本部において、令和4年度からの本格実施に向けた検討を進めている「事業者健診データの取得促進に向けた、事業主・健診機関・保険者（3者間）での新たな提供・運用スキーム」について、その円滑な実施に向けた所要の準備を確実に進める。

## (3) 被扶養者の特定健診実施率の向上

- ・ 被扶養者の特定健診実施率の向上に向けて、市との協定締結を進めるなど地方自治体との連携を推進し、がん検診との同時実施等の拡大を図るとともに、健康づくり事業全般に関する連携協定を締結している自治体との更なる連携強化を図る。
- ・ 北海道内全域を対象とした無料集団健診の開催日数の拡大を図る。
- ・ 被扶養者の行動変容を図るべく、ナッジ理論を活用したパンフレット（特定健診受診案内）を作成し、各種勧奨に活用する。
- ・ 健診実施機関の検索及び予約までの利便性を向上させるため、健診実施機関地図表示サイト（最寄りの生活習慣病予防健診や特定健診の実施機関と電話番号が検索可能）の運用を開始する。（再掲）

### 【KPI（数値目標）】

特定健診実施率を 55.0%以上とする

（内訳）

- ① 生活習慣病予防健診実施率を 52.4%以上とする
- ② 事業者健診データ取得率を 10.1%以上とする
- ③ 被扶養者の特定健診実施率を 28.4%以上とする

## ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上

### (1) 被保険者の特定保健指導実施率の向上

- ・ 健診実施機関等への外部委託による特定保健指導（以下、「実施機関」という。）の更なる推進を図り、健診・保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施を推進する。また、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所等を選定し、重点的かつ優先的に利用勧奨を行う。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染防止や特定保健指導対象者の利便性向上の観点から、面談指導に情報通信技術を活用する。
- ・ 特定保健指導実施率が高い実施機関の取り組み事例（好事例）を収集した「好事例集」を作成し、実施機関に配付するほか、実施機関の保健指導者を対象とした「保健指導者合同研修会」にて共有化を図ることにより、実施機関全体の実施率の底上げを図る。
- ・ 実施機関数の更なる拡大を図るため、実施に向けたノウハウ（健診当日型特定保健指導の具体的な実施方法や好事例等）を提供する。

### (2) 被扶養者の特定保健指導実施率の向上

- ・ 全ての無料集団健診会場において、健診当日型の特定保健指導を実施する。

### (3) 特定保健指導の質の向上

- ・ 支部保健師を対象とした研修会を年度内に複数回開催し、学会発表事例等の共有を図る。

#### 【KPI（数値目標）】

特定保健指導実施率を 19.5%以上とする

(内訳)

- ① 被保険者の特定保健指導の実施率を 19.0%以上とする（対象者数：99,849 人、実施見込者数：18,980 人）
- ② 被扶養者の特定保健指導の実施率を 27.7%以上とする（対象者数：5,444 人、実施見込者数：1,510 人）

### iii) 重症化予防対策の推進

#### (1) 医療機関を受診していない治療放置者に対する受診勧奨の推進

- ・ 健診の結果（血圧値又は血糖値）、要治療と判定されながら医療機関を受診していない治療放置者（未治療者）に対し、受診勧奨を確実に実施する。

#### (2) 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業の推進

- ・ 北海道が策定した「北海道糖尿病性腎症重症化予防プログラム」に準じて、受診基準該当者への受診勧奨を実施し、かかりつけ医との連携等による糖尿病の重症化予防に取り組む。
- ・ また、該当者の参加率向上に向けて、該当者が在籍する事業所への働きかけを行う。

#### 【KPI（数値目標）】

受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を11.8%以上とする

### iv) コラボヘルスの推進

#### (1) 宣言項目や事業所カルテの見直し

- ・ 本部から今後示される「健康宣言について、宣言からフォローアップまでのプロセス（どのような手順で行うか）及びコンテンツ（何を行うか）の観点から、宣言項目として必ず盛り込む内容や、事業所カルテに示すべき項目等の標準化の指針」を踏まえ、宣言項目や事業所カルテの掲載項目の見直しを図る。

## **(2) 宣言事業所数の拡大**

- ・ 11人以上の健診データを保有する事業所に対し、事業所カルテを活用した宣言勧奨を確実に実施する。また、勧奨効果を高めるべく、文書のみならず電話又は訪問による直接的な勧奨も実施する。
- ・ 被保険者が一定規模以上在籍する事業所であって、かつ健診データを提供いただけていない事業所については、健診データの提供と宣言の同時勧奨を確実に実施する。また、勧奨効果を高めるべく、行政及び経済団体等との連名による文書勧奨を実施するほか、電話又は訪問による直接的な勧奨も実施する。
- ・ 関係機関と連携した「健康経営推進セミナー」を開催する。なお、セミナーの開催にあたっては、参加者の最大化を図る観点のほか、参加者の利便性を高めるため、オンラインでの開催も検討する。

## **(3) 宣言事業所等における健康づくりに関する取組の質の向上**

- ・ 健康づくりに関する取組状況や課題に関するアンケート調査等を通じて、事業所ごとの健康課題を「見える化」し、当該課題の解消に向けた支援を行う。
- ・ 健康づくりの取組に関する好事例を収集した「好事例集」の作成及び配付を通じて、好事例の横展開を図る。
- ・ 支部保健師等による総合的な事業所支援（事業所カルテ等を踏まえた課題の抽出から、課題解決までの一連のプロセスを支援）の拡充を図るべく、今後の全道展開を見据えたモデル事業を実施する。
- ・ また、今後本部より示される「家族を含めた事業所における健康づくりを推進するため、協会けんぽによる事業所支援等を拡充するための指針」に基づき、支部における新たな事業所支援策等を検討する。

## **(4) 行政等との連携の強化**

- ・ 行政、経済団体、連携協定を締結している民間企業、マスメディア等が主催する「健康経営の推進」を目的としたセミナーに参画し、健康事業所宣言の普及促進に向けた支部の取組について理解と協力を求める。
- ・ 経済団体と連携し、経済団体の会員企業に対し、健康事業所宣言の普及促進を図る。



### **(5) ヘルスリテラシーの向上**

- ・ 健康教育（身体活動・運動や食生活・栄養）を通じたヘルスリテラシーの向上を図るため、糖尿病の未病状態にある被保険者（空腹時血糖値 100～125mg/dl の間）であって、かつ特定保健指導や未治療者の受診勧奨の基準に該当しない被保険者に対し、運動や食生活の改善ポイント等をまとめた冊子を送付する。

### **(6) メンタルヘルス対策の推進**

- ・ 北海道医師会と連携し、職場におけるメンタルヘルス対策等をテーマとした健康づくり講演会を開催する。なお、講演会の開催にあたっては、参加者の最大化を図る観点のほか、参加者の利便性を高めるため、オンラインでの開催も検討する。
- ・ また、北海道産業保健総合支援センターや事業所等と連携したメンタルヘルス不調者予防対策の推進に努める。
- ・ 加えて、行政等が主催する健康づくり関係イベントに参画する。

#### **【KPI（数値目標）】**

健康宣言事業所数を 2,400 事業所以上とする。

### **v) 支部独自の保健事業（喫煙対策）の推進**

#### **≪北海道支部第 2 期データヘルス計画の上位・中位・下位目標≫**

##### **【上位目標】（10 年以上経過後に達する目標）**

- ・ 喫煙習慣が発症原因となり得る疾患（悪性新生物・循環器疾患等）の発症を予防するため、平成 27 年度実績で全国平均より 8.02%ポイント高い北海道支部被保険者（35 歳～74 歳）の喫煙率について、令和 9 年度までに 36.44%（※1）以下（全国平均との乖離幅を半減）とする（平成 30 年度実績：40.27%（北海道）、32.96%（全国平均））

※ 1) 36.44%は、平成 27 年度までの実績により計算した現時点の目標値であり、今後の喫煙率の推移等を踏まえた変更があり得る

### 【中位目標】（6年後に達する目標）

- ・ 上位目標を達成するため、北海道支部被保険者（35歳～74歳）の喫煙率について、令和5年度までに38.41%（※2）以下とする
- ※2)上位目標の達成に向けた中間目標数値（平成27年度までの実績により計算）であり、毎年度のPDCAにより数値の変動があり得る

### 【下位目標】（上位・中位目標を達成するための目標）

- ① 事業主が分煙・禁煙について理解を示し、社内の喫煙対策を実施することにより、喫煙者を減らす
- ② 加入者が分煙・禁煙について理解を示し、自ら禁煙する者を増やす
- ③ 加入者・事業主に分煙・禁煙の働きかけを行う健診実施機関を増やす
- ④ PDCAと更に有効な対策を立案するためにデータ分析を進める

### （1）喫煙率の減少に向けた取組（ポピュレーションアプローチ関係）

- ・ 出前健康づくり講座や特定保健指導の場において、分煙及び禁煙の重要性について説明を行う。
- ・ 無料集団健診の実施会場内において、分煙及び禁煙の重要性に関するパンフレットを配付する。
- ・ 職場における分煙及び禁煙の推進策に関する「分煙・禁煙推進セミナー」を開催する。なお、セミナーの開催にあたっては、参加者の最大化を図る観点のほか、参加者の利便性を高めるため、オンラインでの開催も検討する。

### （2）喫煙率の減少に向けた取組（ハイリスクアプローチ関係）

- ・ 喫煙習慣のある被保険者に対し、健診結果のほか、ナッジ理論を活用した「タバコの有害性と具体的な禁煙方法等」に関するオーダーメイド通知を送付する。
- ・ 健診実施機関と連携し、喫煙習慣のある被保険者の健診受診の際に実施する医師による簡易禁煙指導について、実施者数の拡大を図る。
- ・ 国立がん研究センターが実施する実証実験（事業主及び労務管理責任者を通じた職場の禁煙推進に関するモデル事業）に参加するほか、実証実験を通じて得られた成果を踏まえ、事業所支援への活用に向けた検討を行う。

### 【KPI（数値目標）】

被保険者の喫煙率について、38.28%以下とする

## 2. 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉

### (1) 支部広報計画に基づく広報活動の推進

- ・ 「支部広報計画」を策定し、地域の実情や時節柄等に応じた広報を行う。なお、「支部広報計画」の策定にあたっては、本部が作成する全支部共通のパンフレット及び Youtube 等の動画について最大限活用を図ることとする。また、Web 広告や Twitter の利点を最大限活用していくほか、定量的な効果測定の実施に努める。
- ・ 令和2年度に導入した Twitter について、フォロワー数の拡大を図るため、地方自治体等に対し相互フォローの実施に向けた働きかけを行う。また、Twitter 利用者の大半を占める若年者層（20 歳～30 歳代）を意識した戦略的な広報を実施する。
- ・ Web 広告や Twitter 以外の SNS の利活用に向け、検討を進める。

### (2) 健康保険委員の委嘱拡大及び活動の活性化

- ・ 健康事業所宣言との同時実施に向けた勧奨のほか、新規適用事業所に対する勧奨について確実に実施する。
- ・ 健康保険委員活動の活性化を図るための研修や広報紙等を通じた情報提供を実施する。また、北海道内の各地区社会保険委員会と連携した研修や情報提供を実施する。
- ・ なお、健康保険委員研修会の開催にあたっては、参加者の最大化を図る観点のほか、参加する健康保険委員の利便性等を考慮し、オンラインでの開催も検討する。加えて、参加者アンケート結果を踏まえた研修内容等の充実を図る。

#### 【KPI（数値目標）】

全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 43.5%以上とする

## 3. ジェネリック医薬品の使用促進〈Ⅱ、Ⅲ〉

### (1) 課題分析の推進

- ・ 本部で作成した「ジェネリックカルテ」及び「データブック」により重点的に取り組むべき課題（阻害要因）を明確にし、対策の優先順位を付けて取り組む。

## (2) 医療機関・薬局へのアプローチ

- ・ 本部で作成した「医療機関・薬局向け見える化ツール」及び「医薬品実績リスト」等を活用して、個別の医療機関・薬局に対する働きかけを実施する。
- ・ なお、「医療機関・薬局向け見える化ツール」を用い作成した「ジェネリック通信」（医療機関又は薬局単位のジェネリック医薬品処方（調剤）割合を「見える化」したもの）については、引き続き一定数量以上の処方実績等のある全医療機関及び薬局に年度内2回送付する。
- ・ また、「医薬品実績リスト」（先発医薬品に紐づくジェネリック医薬品について、レセプトデータから処方（調剤）実績を「見える化」したもの）については、支部ホームページに掲載するほか、「ジェネリック通信」送付時等を活用した周知を行う。

## (3) 加入者へのアプローチ

- ・ 加入者にジェネリック医薬品を正しく理解していただけるよう、ジェネリック医薬品軽減額通知や希望シールの配布のほか、定期広報媒体や SNS を活用した広報について着実に取り組む。
- ・ また、行政や関係団体等が開催する「ジェネリック医薬品の使用促進」を目的としたイベントやセミナーへの参画などにも着実に取り組む。

## (4) 北海道・北海道薬剤師会・他の保険者等との連携

- ・ 北海道後発医薬品安心使用協議会への参画に向けて、北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課への働きかけを継続する。
- ・ 北海道薬剤師会と連携し、ジェネリック医薬品の調剤割合が80%以上の薬局に対し、連名による認定証を送付する。
- ・ 札幌市国民健康保険担当部局と連携した新規事業（ポスターの共同作成、子ども医療費受給者証へのジェネリック医薬品使用促進チラシの同封）を確実に実施する。

### 【KPI 数値目標】

ジェネリック医薬品使用割合<sup>(※)</sup>を年度末時点で対前年度以上とする

※) 医科、DPC、歯科、調剤

#### **4. インセンティブ制度の実施及び検証〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉**

##### **(1) インセンティブ制度の見直し等に関する評議会における議論**

- ・ 「成長戦略フォローアップ」(令和2年7月17日閣議決定)を踏まえ、本部が作成する成果指標拡大や配分基準のメリハリ強化等に向けた検討案について、支部評議会において丁寧な説明をした上で、インセンティブ制度の評価指標の見直し等に関する議論を行う。

##### **(2) 周知広報の確実な実施**

- ・ 加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただけるよう、定期広報媒体のほか、SNS や各種セミナーの場を活用した周知広報を行う。

#### **5. 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信〈Ⅱ、Ⅲ〉**

##### **(1) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信**

- ・ 現行の医療計画及び医療費適正化計画に基づく取組の進捗状況を把握しつつ、医療計画及び医療費適正化計画が着実に推進されるよう意見発信を行う。

##### **(2) 医療提供体制に係る意見発信**

- ・ 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、協会における医療データの分析結果(医療費の地域差や患者の流出入状況等)や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用するなど、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。
- ・ また、物理的な要因等により被用者保険の代表者が参画できていない15圏域の地域医療構想調整会議においても、被用者保険代表の意見を発信すべく、北海道保険者協議会の場を活用し、北海道内の全ての地域医療構想調整会議に参画している国民健康保険代表委員への働きかけを行う。

### **(3) 医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信**

- ・ 北海道医療審議会や地域医療構想調整会議等において、加入者の健康増進や医療保険制度の持続可能性の確保、地域包括ケアの構築等に関する意見発信に努める。

### **(4) 上手な医療のかかり方に係る働きかけ**

- ・ 地域医療を守る観点から、医療データの分析結果等を活用しつつ、不要不急の時間外受診や休日受診を控えるなどの「上手な医療のかかり方」について、関係団体とも連携しつつ、加入者や事業主に対して、定期広報媒体や SNS を活用した効果的な働きかけを行う。
- ・ また、「上手な医療のかかり方」の推進のほか、医療費適正化等を図るため、1年間に複数回以上の「夜間・早朝・時間外」受診が確認された加入者を中心に、適正受診を促す文書（過去1年間の時間外受診等の状況のほか、仮に平日の日中に受診した場合における、医療費の具体的な軽減額（差額）に関する文書）を送付する。
- ・ 加えて、令和2年度に実施した「お薬手帳利用促進通知送付事業」について、レセプト情報を活用した定量的な効果測定を実施する。

#### **【KPI（数値目標）】**

効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する

## **6. 調査研究の推進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉**

### **(1) 支部による医療費分析**

- ・ 北海道が進める「全世代型予防・健康づくり推進事業」（北海道内の国民健康保険、後期高齢者医療、協会けんぽ加入者の医療レセプト情報及び健診情報のほか、介護レセプト情報を総合的に活用した予防・健康づくり事業）に参画し、医療費や健康度の地域差の要因等の着実な分析のほか、地域差の解消等に向けた新規事業の実施につなげる観点から意見発信を行う。
- ・ また、支部加入者の医療費の動向に関する分析を実施し、その結果を支部評議会や関係機関等に発信する。

**(2) 外部有識者を活用した調査研究の実施**

- ・ 北海道医療大学との共同研究（歯周病と生活習慣病等の関連性にする研究）について、新たな仮説の検証も含めた研究を実施する。

**(3) 調査研究の推進並びに研究成果の社会的還元に向けた各種施策の検討及び実施**

- ・ 調査研究フォーラムでの発表及び調査研究報告書への寄稿を通じて、支部で取組む調査研究について、内外に広く情報発信する。
- ・ 統計分析研修等の受講を通じて、支部の調査研究の底上げを図る。

## 令和3年度北海道支部事業計画（具体的施策）案

### Ⅲ. 組織・運営体制関係

#### I) 人事・組織に関する取組

##### 1. 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置

###### (1) 評価者研修等を通じたグループ長補佐のマネジメント能力強化

- ・ グループ長補佐研修受講者を講師とした伝達研修を実施するほか、定例会議や人事評価面談等をはじめとした様々な機会を捉えて、グループ長補佐のマネジメント能力の向上を図る。

###### (2) 適切な人員配置

- ・ 業務の生産性・効率性の向上等により生み出したマンパワーについて、支部の課題や運営方針等を踏まえた適切な部署に配置する。

##### 2. 人事評価制度の適正な運用

###### (1) 評価者研修等を通じた人事評価制度の適正な運用の徹底

- ・ 評価者研修のほか、人事評価面談等を通じて、個人目標の設定や評価結果のフィードバックによる人材育成の重要性など、人事評価制度の適正な運用に向けた基本となる事項について、評価者への徹底を図る。



### **3. OJT を中心とした人材育成**

#### **(1) 支部独自研修等を通じた人材育成**

- ・ OJT を中心としつつ、職員の訴求力、営業力、発信力、マネジメント力の向上につながる支部独自研修を効果的に組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。
- ・ また、戦略的保険者機能の更なる発揮に向けた人材育成を図るため、支部独自研修の内容を充実させる。

## **II) 内部統制に関する取組**

### **4. リスク管理**

#### **(1) リスク意識や危機管理能力の向上**

- ・ 職員のリスク意識や危機管理能力を高め、有事の際に万全に対応できるよう、個人情報の取扱いやリスクマネジメント等の研修を行うとともに、各種リスクに対する予防的措置を講じる。

#### **(2) 業務実施状況等に係る自主点検の確実な実施**

- ・ 管理者による自主点検を年度内に2回実施し、事故防止等の徹底を図る。また、自主点検を行う項目については、過去の自主点検結果等を踏まえ、定期的な見直しを行う。

#### **(3) 大規模自然災害等に備えた定期的な訓練の実施**

- ・ 大規模自然災害発生直後においても、初動対応（職員等の安否状況の把握と、事業継続に向けた要員確保等）に万全を期すべく、安否状況の報告訓練を定期的な実施する。

## 5. コンプライアンスの徹底

### (1) コンプライアンス遵守の徹底

- ・ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、全職員を対象とした研修のほか、定期的を開催する「コンプライアンス委員会」等を通じてその徹底を図る。
- ・ 協会本部において、「職員のコンプライアンス意識の向上を図ること及び今後の啓発活動に活かすこと」を目的に実施する「職員の自己点検・アンケート」の結果について、定期的を開催する「コンプライアンス委員会」等を通じたフィードバックにより周知・徹底を図る。

## Ⅲ) その他の取組

## 6. 費用対効果を踏まえたコスト削減等

### (1) 調達における競争性の向上

- ・ 調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、仕様書の見直し等の取組みを行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。
- ・ 一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善に繋げる。
- ・ また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。

#### 【KPI（数値目標）】

一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする

## 令和3年度 北海道支部重要業績指標（KPI）一覧表

## I. 基盤的保険者機能関係

重点事項	令和3年度 KPI	(参考：令和2年度 KPI)	現状
健全な財政運営	(設定なし)	(設定なし)	—
サービス水準の向上	① サービススタンダード達成状況を 100%とする ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を 95.0%以上とする	①100% ②88.8%以上	①100% (令和元年度) ①100% (令和2年12月まで) ②84.7% (令和元年度) ②91.7% (令和3年2月まで)
限度額適用認定証の利用促進	(設定なし)	・高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を 85.0%以上とする	・82.1% (令和元年度) ・82.7% (令和2年12月まで)
現金給付の適正化の推進	(設定なし)	(設定なし)	—
効果的なレセプト内容点検等の推進	・ 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする	・左記と同じ	・0.487% (令和元年度) ・0.421% (令和3年1月まで)
柔道整復施術療養費の照会業務等の強化	・ 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする	・左記と同じ	・0.69% (令和元年度) ・0.77% (令和3年2月まで)
あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費の審査手順の最適化等の推進	(設定なし)	(設定なし)	—

重点事項	令和3年度 KPI	(参考：令和2年度 KPI)	現状
返納金債権の発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進	① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする ② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする	①95.0%以上 ②左記と同じ ③医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする	①94.47%（令和元年度） ①95.76%（令和3年1月まで） ②57.90%（令和元年度） ②50.95%（令和3年1月まで） ③0.048%（令和元年度） ③0.054%（令和3年1月まで）
被扶養者資格の再確認の徹底	・被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を92.7%以上とする	・92.0%以上	・91.6%（令和元年度） ・84.3%（令和3年1月まで）
オンライン資格確認の円滑な実施	（設定なし）	・現行のオンライン資格確認システムについて、USBを配付した医療機関における利用率を65.0%以上とする	・65.8%（令和元年度） ・65.6%（令和3年1月まで） ※令和3年2月19日終了
業務改革の推進	（設定なし）	（設定なし）	—

## Ⅱ. 戦略的保険者機能関係

重点事項	令和3年度 KPI	(参考：令和2年度 KPI)	現状
特定健診受診率・事業者健診データ取得率等の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定健診受診率を 55.0%以上とする</li> </ul> 【内訳】 <ul style="list-style-type: none"> <li>a)生活習慣病予防健診：52.4%以上</li> <li>b)事業者健診データ：10.1%以上</li> <li>c)被扶養者の特定健診：28.4%以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>54.0%以上</li> </ul> 【内訳】 <ul style="list-style-type: none"> <li>a)：52.3%以上</li> <li>b)：9.9%以上</li> <li>c)：27.7%以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>49.2%（令和元年度）</li> <li>35.3%（令和3年1月まで）</li> </ul> 【内訳】 <ul style="list-style-type: none"> <li>a)：37.6%</li> <li>b)：5.5%</li> <li>c)：9.9%</li> </ul>
特定保健指導の実施率及び質の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定保健指導の実施率を 19.5%以上とする</li> </ul> 【内訳】 <ul style="list-style-type: none"> <li>a)被保険者：19.0% (対象者数：99,849人、実施見込者数：18,980人)</li> <li>b)被扶養者：27.7% (対象者数：5,525人、実施見込者数：995人)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>15.1%以上</li> </ul> 【内訳】 <ul style="list-style-type: none"> <li>a)：15.0%以上</li> <li>b)：18.0%以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>10.6%（令和元年度）</li> <li>6.4%（令和3年1月まで）</li> </ul> 【内訳】 <ul style="list-style-type: none"> <li>a)：6.45%</li> <li>b)：5.03%</li> </ul>
重症化予防対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を 11.8%以上とする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>12.9%以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>10.1%（令和元年度）</li> <li>未集計（令和2年度は本部からのデータ提供待ち）</li> </ul>
コラボヘルスの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康事業所宣言の宣言事業所を 2,400社以上とする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2,000社以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1,649社（令和元年度）</li> <li>2,085社（令和3年2月まで）</li> </ul>
北海道支部独自の保健事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>北海道支部被保険者でかつ健診受診者の喫煙率を 38.28%以下とする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>39.64%以下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>40.28%（平成30年度）</li> <li>39.74%（令和元年度）</li> </ul>
広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 43.5%以上とする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>40.5%以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>38.42%（令和元年度）</li> <li>39.31%（令和2年9月まで）</li> </ul>

重点事項	令和3年度 KPI	(参考：令和2年度 KPI)	現状
ジェネリック医薬品の使用促進	・ ジェネリック医薬品使用割合を <u>対前年度以上</u> とする	・令和2年9月までに、ジェネリック医薬品使用割合を81.6%以上とする	・80.8% (令和2年3月分) ・81.7% (令和2年10月分)
インセンティブ制度の実施及び検証	(設定なし)	(設定なし)	—
地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信	・ 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を、全支部で実施する	①他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への参画率を90.0%以上とする(19/21 圏域) ②「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」等を活用した意見発信を実施する。	①28.6% (令和3年2月現在) ②1回 (令和3年2月現在)
調査研究の推進	(設定なし)	【新設】	—

### Ⅲ. 組織・運営体制関係

重点事項	令和3年度 KPI	(参考：令和2年度 KPI)	現状
人事制度の適切な運用と標準人員に基づく人員配置	(設定なし)	(設定なし)	—
人事評価制度の適正な運用	(設定なし)	(設定なし)	—
OJT を中心とした人材育成	(設定なし)	(設定なし)	—
リスク管理	(設定なし)	(設定なし)	—
コンプライアンスの徹底	(設定なし)	(設定なし)	—
費用対効果を踏まえたコスト削減等	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、<u>20%</u>以下とする</li> </ul>	・20.0%以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・25.0% (令和元年度)</li> <li>・15.0% (令和3年2月まで)</li> </ul>